

第 2 3 回健康投資WG 事務局説明資料①

（健康経営顕彰制度の報告及び令和2年度の見直し方針について）

令和 2 年 3 月 2 7 日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

1. 健康経営顕彰制度の報告

健康経営に係る顕彰制度について（全体像）

- 健康経営に係る**各種顕彰制度**を推進することで、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「**従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業**」として社会的に評価を受けることができる環境を整備する。
- 各地域においても、自治体等による健康経営の顕彰制度が広がっている。
- なお、健康経営優良法人2020より、健康経営優良法人（大規模法人部門）認定法人の中で、健康経営度調査結果の上位500法人のみを「ホワイト500」として認定する。

全国規模の取組

【 大企業 等 】

健康経営銘柄
原則1業種1社

健康経営優良法人
（大規模法人部門）

ホワイト500
上位500法人

健康経営優良法人

健康経営に取り組む法人・事業所
（日本健康会議 宣言4）
※50%ルールなし

健康経営度調査への回答

大企業・大規模医療法人 等

【 中小企業 等 】

健康経営優良法人

健康宣言に取り組む法人・事業所
（日本健康会議 宣言5）

30,000法人

中小企業・中小規模医療法人 等

自治体における取組

（例）

- 青森県 健康経営認定制度
 - ・ 県入札参加資格申請時の加算
 - ・ 求人票への表示
 - ・ 県特別補償融資制度
- 静岡県 ふじのくに健康づくり推進事業所宣言
 - ・ 県によるPR
 - ・ 取組に関する相談・支援
 - ・ 知事褒章への推薦案内 等

※ヘルスケア産業課調べ

首長による表彰

地方自治体による表彰
・認定（登録）

地域の企業 等

健康経営銘柄及び健康経営優良法人への期待

- 健康経営銘柄及び健康経営優良法人への期待として、以下整理している。

健康経営銘柄

健康経営銘柄の方針は、「東京証券取引所の上場会社の中から『健康経営』に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による『健康経営』の取組を促進することを目指す」こととしている。

健康経営銘柄企業に対しては、健康経営を普及拡大していく「アンバサダー」的な役割を求めるとともに、健康経営を行うことでいかに生産性や企業価値に効果があるかを分析し、それをステークホルダーに対して積極的に発信していくことを求める。

健康経営優良法人（大規模法人部門）※ホワイト500含む

健康経営優良法人の方針は、「健康経営に取り組む優良な法人を『見える化』することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから『従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人』として社会的に評価を受けることができる環境を整備する」こととしている。

大規模法人に対しては、グループ会社全体や取引先、地域の関係企業、顧客、従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割を求める。

健康経営優良法人（中小規模法人部門）

健康経営を全国に浸透させるには、特に地域の中小企業における取り組みを広げることが不可欠であり、中小規模法人部門においては、個社に合った優良な取組を実施する法人を積極的に認定することで、健康経営のすそ野を広げるツールとしている。

中小規模法人に対しては、引き続き自社の健康課題に応じた取組を実践し、地域における健康経営の拡大のために、その取組事例の発信等をする役割を求める。



「健康経営銘柄2020」の選定

- 令和2年3月、第6回となる「健康経営銘柄2020」として30業種40社を選定。選定に用いる健康経営度調査には、過去最高の2,328法人からの回答があった。
- 1業種1社を基本としつつ、健康経営度調査の結果において各業種で最も高い健康経営度の企業の平均を算出し、その平均より高い健康経営度である企業も選定している。

業種	選定企業	業種	選定企業
水産・農林業	日本水産株式会社	電気機器	オムロン株式会社
鉱業	国際石油開発帝石株式会社		株式会社堀場製作所
建設業	日本国土開発株式会社		キヤノン株式会社
食料品	アサヒグループホールディングス株式会社	輸送用機器	株式会社デンソー
	味の素株式会社	精密機器	テルモ株式会社
	株式会社ニチレイ	その他製品	株式会社アシックス
繊維製品	株式会社ワコールホールディングス	電気・ガス業	東京瓦斯株式会社
パルプ・紙	ニッポン高度紙工業株式会社	陸運業	東急株式会社
化学	花王株式会社	情報・通信業	Zホールディングス株式会社
	第一工業製薬株式会社		株式会社K S K
医薬品	小野薬品工業株式会社		SCSK株式会社
石油・石炭製品	J X T Gホールディングス株式会社	卸売業	株式会社TOKAIホールディングス
ゴム製品	住友ゴム工業株式会社	小売業	株式会社丸井グループ
ガラス・土石製品	TOTO株式会社	銀行業	株式会社みずほフィナンシャルグループ
鉄鋼	愛知製鋼株式会社	証券、 商品先物取引業	株式会社大和証券グループ本社
非鉄金属	住友電気工業株式会社	保険業	S O M P Oホールディングス株式会社
金属製品	リンナイ株式会社		東京海上ホールディングス株式会社
機械	株式会社ディスコ	その他金融業	リコーリース株式会社
電気機器	コニカミノルタ株式会社	不動産業	東急不動産ホールディングス株式会社
	ブラザー工業株式会社	サービス業	株式会社ディー・エヌ・エー

※業種は東京証券取引所の業種区分

「健康経営優良法人2020」の認定

- 日本健康会議が「健康経営優良法人2020」を認定。
- 4回目の認定となる今回は、**大規模法人部門に1,481法人（うち500法人を「ホワイト500」とする）、中小規模法人部門に4,723法人が認定**され、前回から大規模法人で約1.8倍、中小規模法人部門では約1.9倍の認定数となった。（令和2年3月2日現在）

＜健康経営優良法人2020認定証授与の様子＞
※健康経営アワード中止に伴い、日本健康会議からの委嘱を受け、
別途地方経済産業局長から各代表法人に認定証を授与



中部経済産業局長から大規模法人部門代表として、
佐久間特殊鋼（株）社長に認定証授与を実施

中国経済産業局長から中小規模法人部門代表として、
ネットヨタ山陽（株）社長に認定証授与を実施



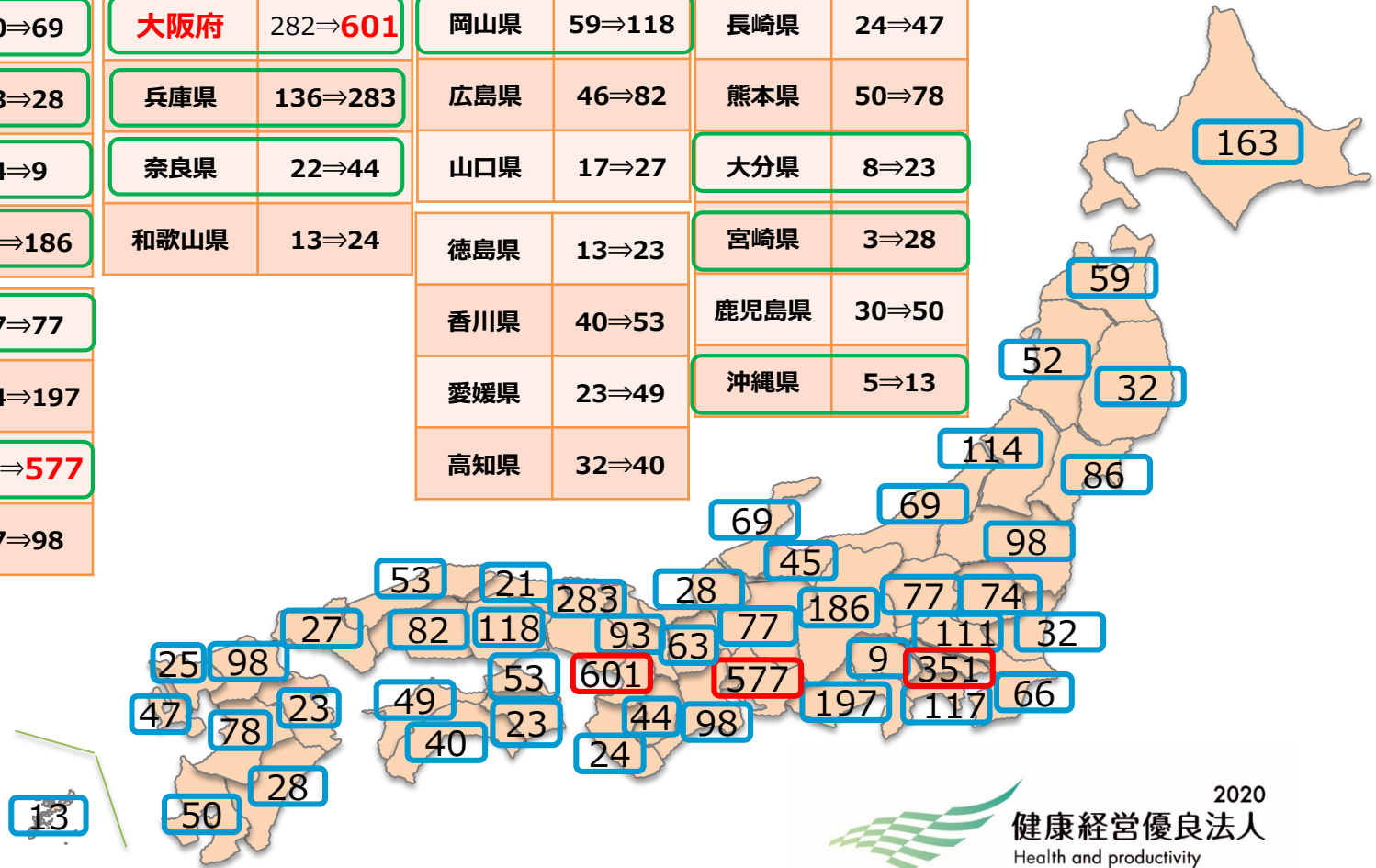
「健康経営優良法人2020中小規模法人部門」の都道府県別の認定数

● 全ての都道府県において認定法人があり、もっとも認定数が多いのは大阪府の601法人。

都道府県名 件数

北海道	82⇒163	新潟県	36⇒69	滋賀県	28⇒63	鳥取県	18⇒21	福岡県	63⇒98
青森県	32⇒59	富山県	30⇒45	京都府	51⇒93	島根県	25⇒53	佐賀県	8⇒25
岩手県	15⇒32	石川県	30⇒69	大阪府	282⇒601	岡山県	59⇒118	長崎県	24⇒47
宮城県	47⇒86	福井県	13⇒28	兵庫県	136⇒283	広島県	46⇒82	熊本県	50⇒78
秋田県	28⇒52	山梨県	4⇒9	奈良県	22⇒44	山口県	17⇒27	大分県	8⇒23
山形県	59⇒114	長野県	86⇒186	和歌山県	13⇒24	徳島県	13⇒23	宮崎県	3⇒28
福島県	52⇒98	岐阜県	27⇒77			香川県	40⇒53	鹿児島県	30⇒50
茨城県	32⇒32	静岡県	104⇒197			愛媛県	23⇒49	沖縄県	5⇒13
栃木県	54⇒74	愛知県	287⇒577			高知県	32⇒40		
群馬県	41⇒77	三重県	67⇒98						
埼玉県	78⇒111								
千葉県	47⇒66								
東京都	193⇒351								
神奈川県	62⇒117								

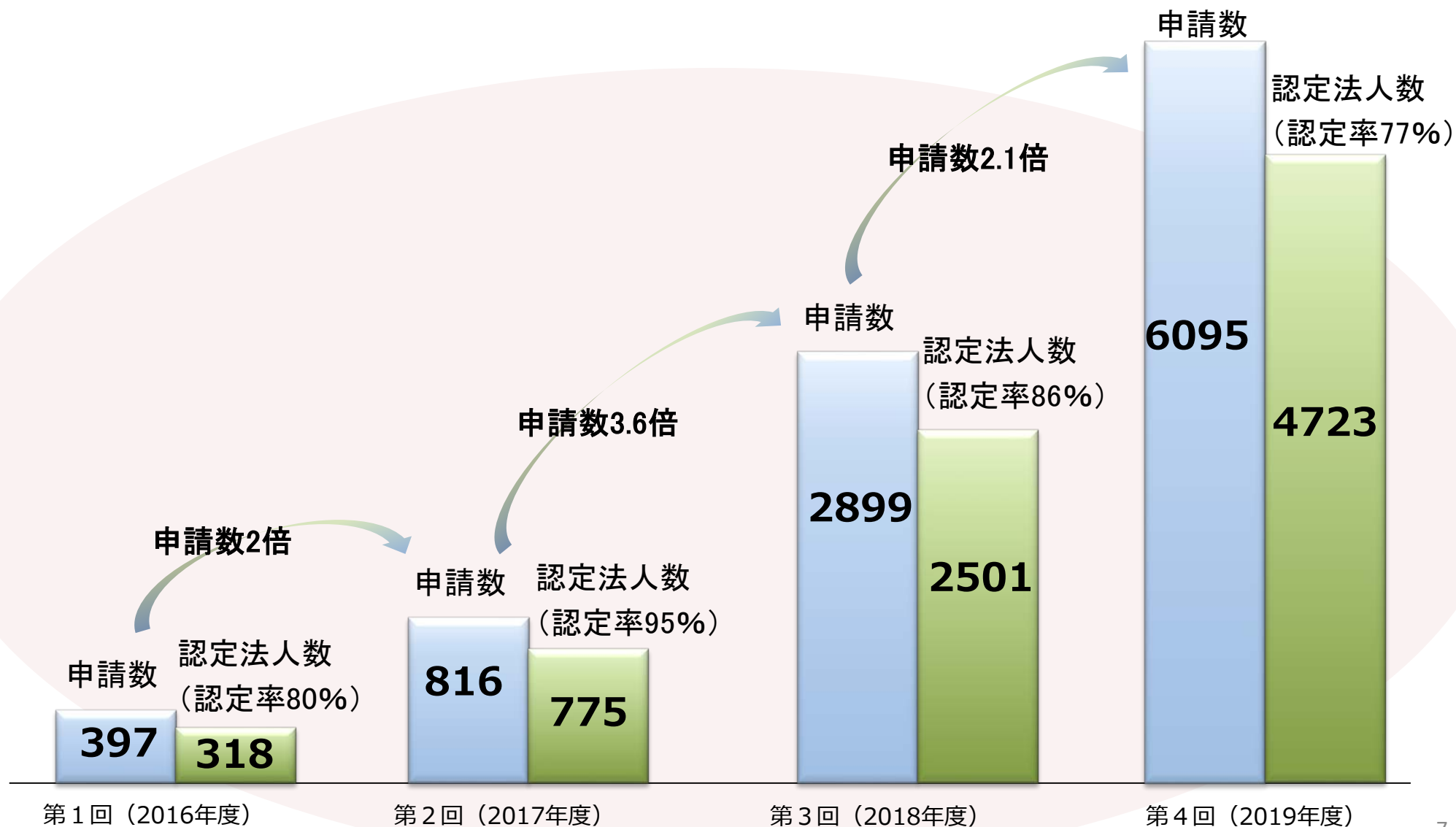
※2020年3月2日現在



※緑枠は平成30年度比2倍以上の都道府県

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）申請・認定状況

- 健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）は令和元年8月30日～令和元年10月31日で申請を受け付けた結果、昨年の約2倍となる6095法人からの申請があり、そのうち4723法人が認定された。



2. 健康経営優良法人2020（中小規模法人部門） 申請書におけるアンケート結果

健康経営の普及に向けた学術研究のための個社名付きデータの利活用

- 平成30年度から、健康経営度調査については主に健康経営の普及を目的として学術研究のため、過去6年間の各設問の個社名付きデータを、利用申請のあった大学等の研究機関向けに提供することを開始。2020年3月時点で、これまでに10件の調査研究にデータを提供し、健康経営の実践が実際に企業にどのような効果を与えるかといった分析が行われている。
- 中小規模法人部門についても、申請書を電子化することで回答データの分析が容易となることから、中小企業における健康経営の取組の実態把握及び健康経営普及促進の学術研究のための個社名付きデータの提供を開始。
- 特にアンケート項目において、健康経営の効果検証や課題感、会社概要が分かる財務データ（売上高、営業利益、資本金）等を取得した。

健康経営度調査/健康経営優良法人（中小規模法人部門）申請書データ提供方針

研究内容	健康経営の普及に向けた学術研究であること（学会や論文等での発表を想定）
利用者の範囲	大学等の研究機関や研究を目的とした研究チーム ※研究代表者及びデータ管理者には、営利を目的として経済活動を行う経済主体が含まれていないこと。 ※研究チームは、チーム設置にあたる契約書やチーム内でのデータの取り扱いや秘密保持に係る誓約書や覚書等を提出すること。
提供する調査データの範囲	・ 経産省が過去実施した健康経営度調査の回答結果 ・ 日本健康会議が過去実施した健康経営優良法人（中小規模法人部門）申請書の回答結果 ※研究に必要な最小限のデータのみ ※個社データの利用について提供可とした法人のみ
利用期間	承認書の日付から3年以内

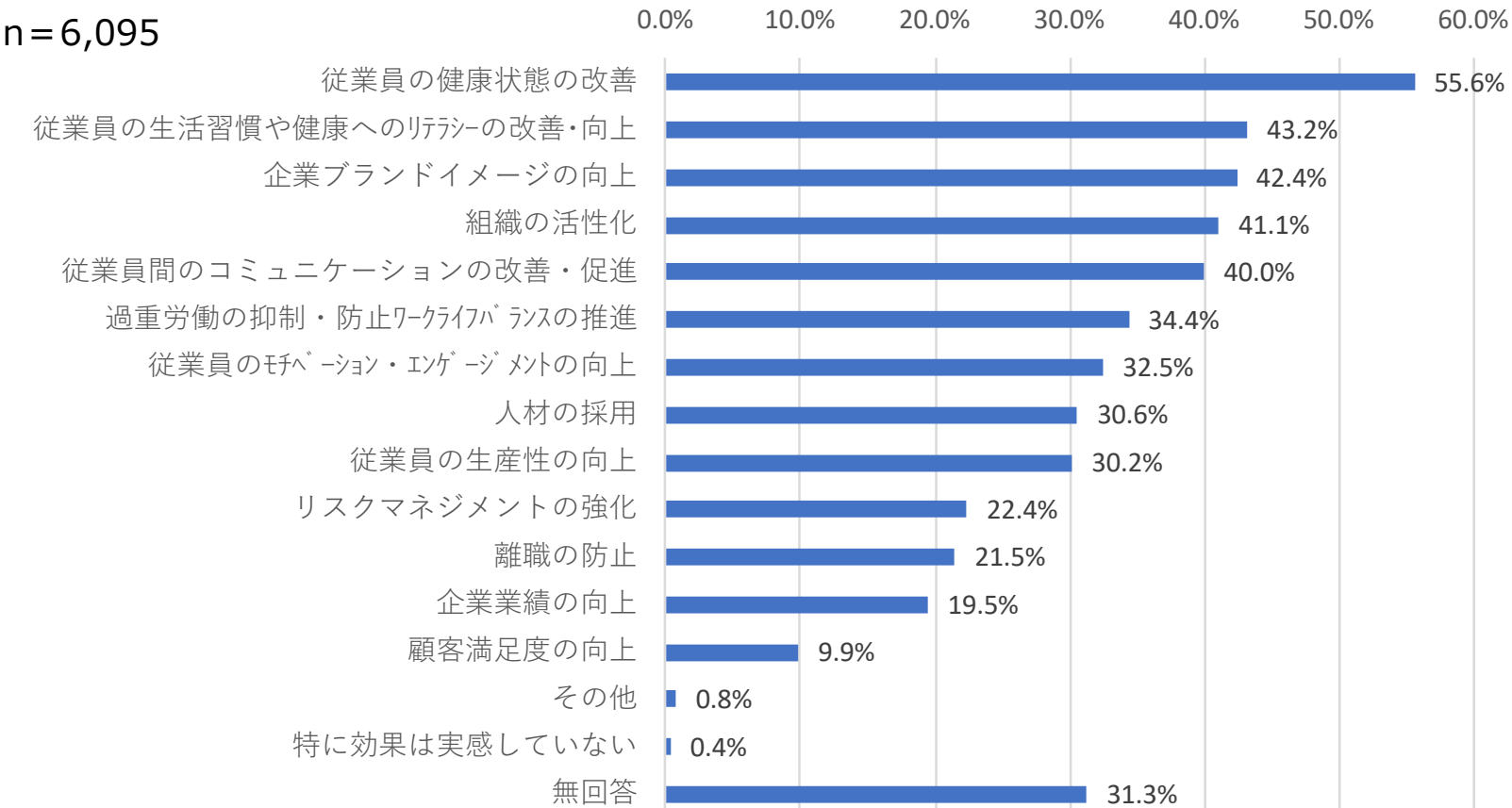
※データ利用にかかる承認書等の手続きフォーマットについては、経産省HP「健康経営の推進」に掲載予定。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html

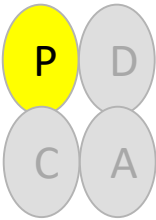
健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）アンケート結果①

- 中小企業における健康経営の実態把握のため、健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）申請書において今回アンケートを実施したところ、主な結果は以下のとおり。
- 健康経営の効果については、従業員の健康状態の改善が最も多く、その次に生活習慣やリテラシーの向上が続く。その次に組織の活性化やエンゲージメント、人材に関する効果（採用・離職防止）が続き、企業業績まで実感している企業は2割弱。

Q1.健康経営に取り組むことでどのような効果を実感していますか。

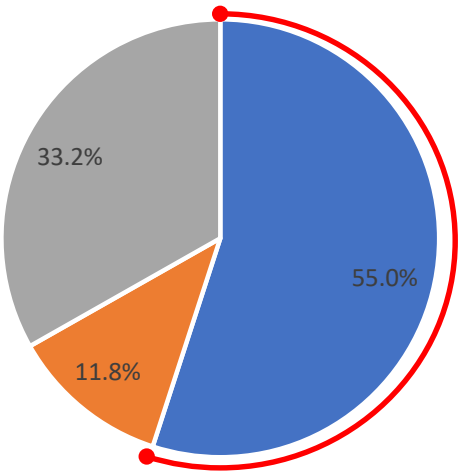


- 経営課題解決のための健康経営という視点に基づき、目標を定めている法人は半数以上。
- そのうち、具体的に解決したい経営課題は人材の採用・定着が最も多く、そのほか、組織の活性化や企業イメージの向上も多い。



Q2.貴社の経営課題の解決のために、健康経営を経営戦略として捉え、目標を定め計画を策定していますか。

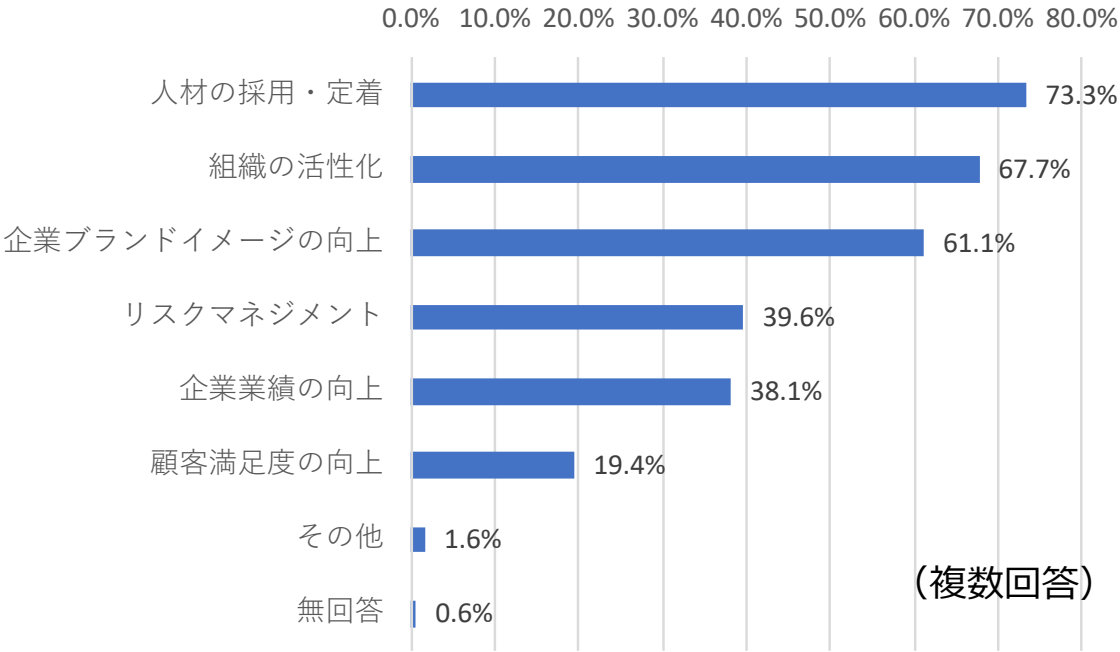
n = 6,095



■ はい ■ いいえ ■ 無回答

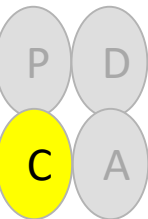
Q2SQ1.経営戦略に基づく方針として、健康経営をどのように位置づけていますか。健康経営の実施によりどのような経営課題の解決を目的としているかお答えください。

n = 3,354



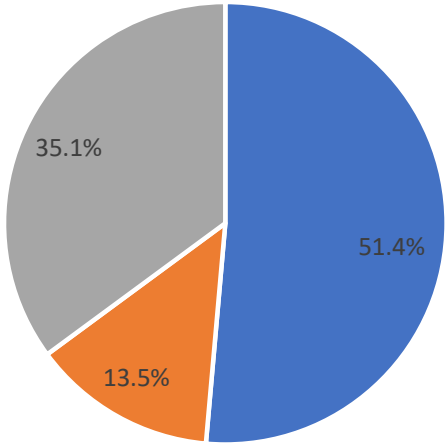
(複数回答)

- 健康経営の実践による振り返りや効果検証、及び、それに基づき取組の改善や見直しを検討している法人は全体の半分程度。

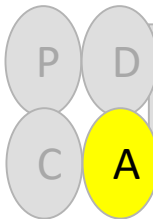


Q3.健康経営を実践したのち、その取組について振り返り、取組前後の変化について把握していますか。（1つだけ）

n = 6,095

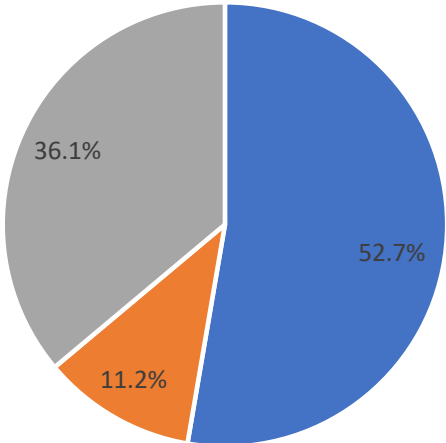


■ はい ■ いいえ ■ 無回答



Q4.健康経営を実践したのち、振り返りに基づき、取組の改善や見直しを検討していますか。（1つだけ）

n = 6,095



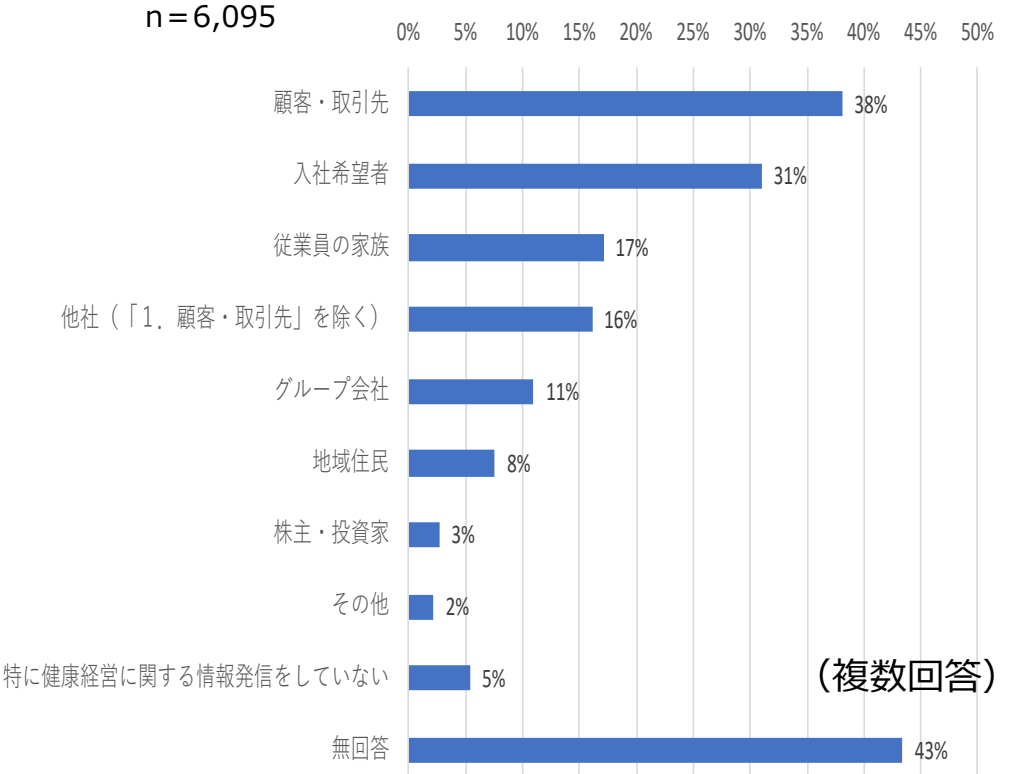
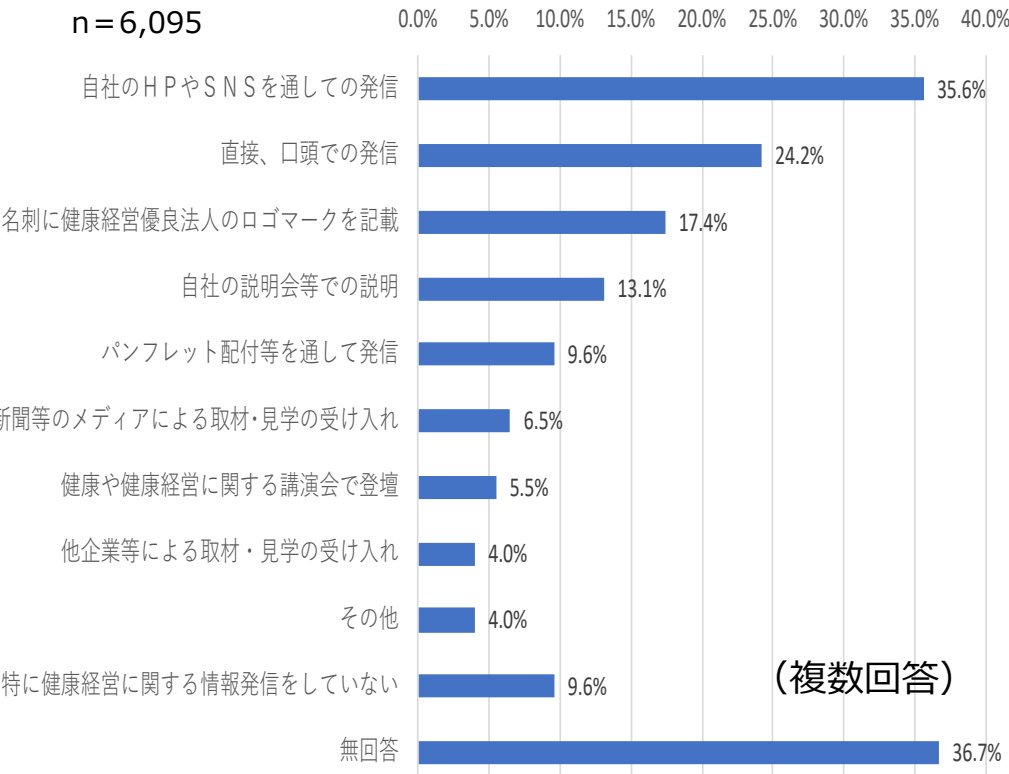
■ はい ■ いいえ ■ 無回答

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）アンケート結果④

- 健康経営の情報発信状況について、HPやSNSが最も多く、そのほか口頭、名刺へのロゴの掲載、説明会、パンフレットでの発信を実施している。
- 情報発信先としては、顧客・取引先、入社希望者が多い。次いで従業員の家族への発信が多く、中小企業の特徴といえる。

Q5.地域や他社への健康経営関連の情報発信の状況について教えてください。

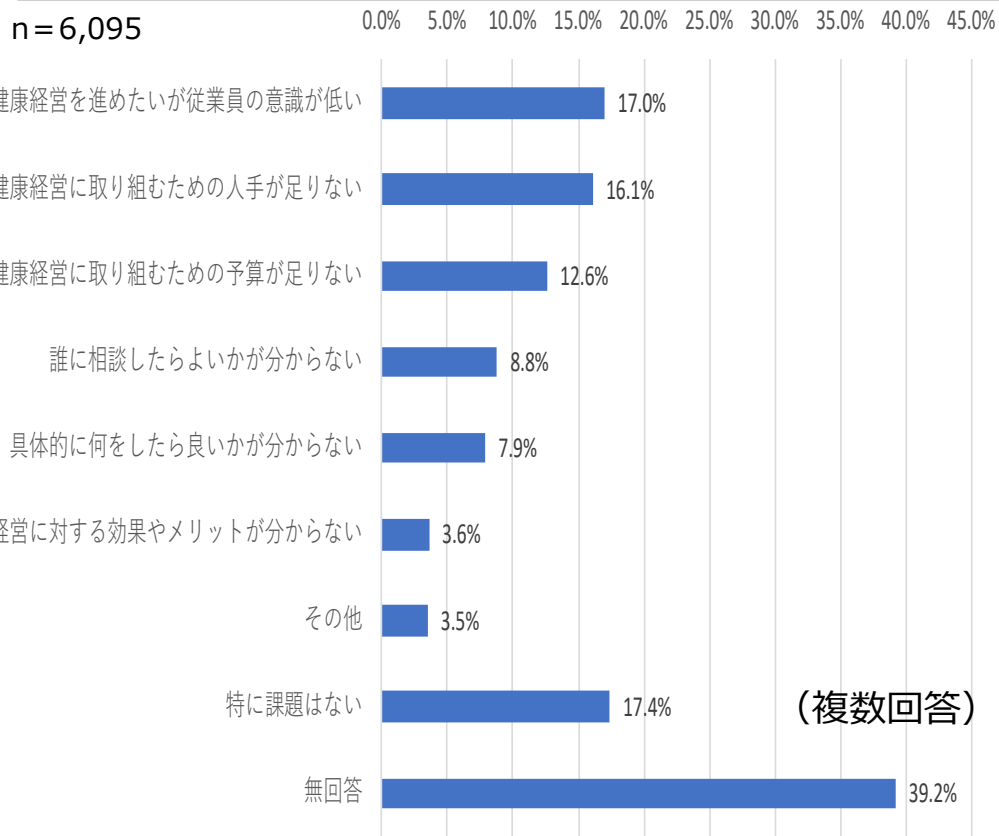
Q6.誰に対して情報発信を行っていますか。



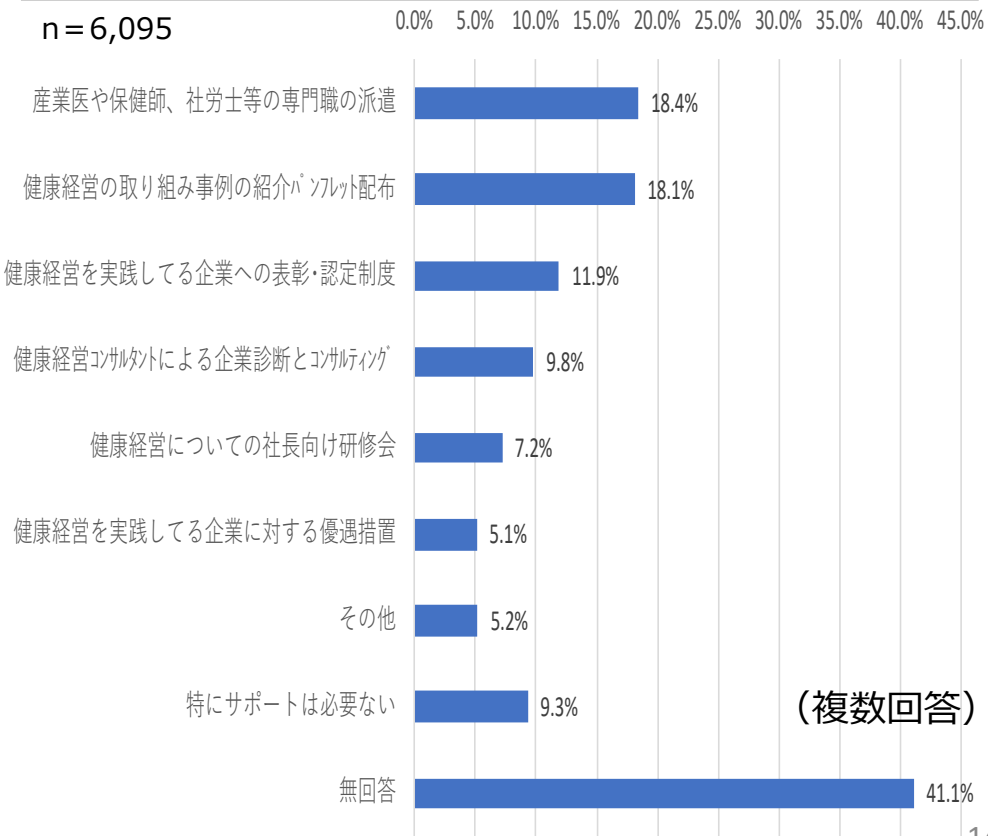
健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）アンケート結果⑤

- 健康経営を進めていく上で4割以上の法人が課題を感じており、特に従業員の意識の低さや人手不足、予算不足があがっている。
- 他方、サポートを受けている法人も5割程度で、専門職の派遣や健康経営事例収集が多い。健康経営コンサル等の活用は1割程度。

Q9.健康経営を進めていく上で困っていることを教えてください。



Q10.健康経営を進める上で、どのようなサポートを受けていますか。



**3. 健康経営銘柄2021選定要件
及び
健康経営優良法人2021認定要件について**

健康経営銘柄及び健康経営優良法人の選定・認定要件

- 健康経営優良法人においては、広く施策に取り組むだけでなく、PDCAを回し、自社の取組を評価・分析・改善していくことが重要。そのため、令和元年度はPDCAを回しているかどうかを重視した。
- その観点で、認定要件の選択項目の「④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定」についてはPDCAのPにあたる基礎的な要件であり、令和2年度（健康経営優良法人2021）の認定要件において「④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定」を必須化することを第21回健康投資WGにおいて議論し、令和元年度の健康経営銘柄2020選定・健康経営優良法人2020認定の手続きの中でアナウンスを行った。

<健康経営優良法人2020（大規模法人部門）における「健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定」の適合率>

	全体数	適合率
健康経営度調査回答法人の適合率	2,328法人	76.4%
健康経営優良法人2020(大規模法人部門)認定法人の適合率	1,481法人	92.9%

<健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）における「健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定」の適合率>

	全体数	未回答率	適合率(未回答除く)
健康経営優良法人2020(中小規模法人部門)申請法人の適合率	6,095法人	38.3%	90.6%
健康経営優良法人2020(中小規模法人部門)認定法人の適合率	4,723法人	32.3%	93.7%

健康経営銘柄2021選定基準及び健康経営優良法人2021（大規模法人部門）認定基準（案）

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
				銘柄・ホワイト500	大規模
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須	
			①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	必須	左記①～⑮のうち12項目以上
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須	
		保険者との連携	健保等保険者と連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	左記②～⑮のうち12項目以上	左記①～⑮のうち12項目以上
		健康課題の把握	②定期健診受診率（実質100%）		
			③受診勧奨の取り組み		
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
	従業員の心と身体 の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること		
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み		
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須	
4. 評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※「誓約書」参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須	

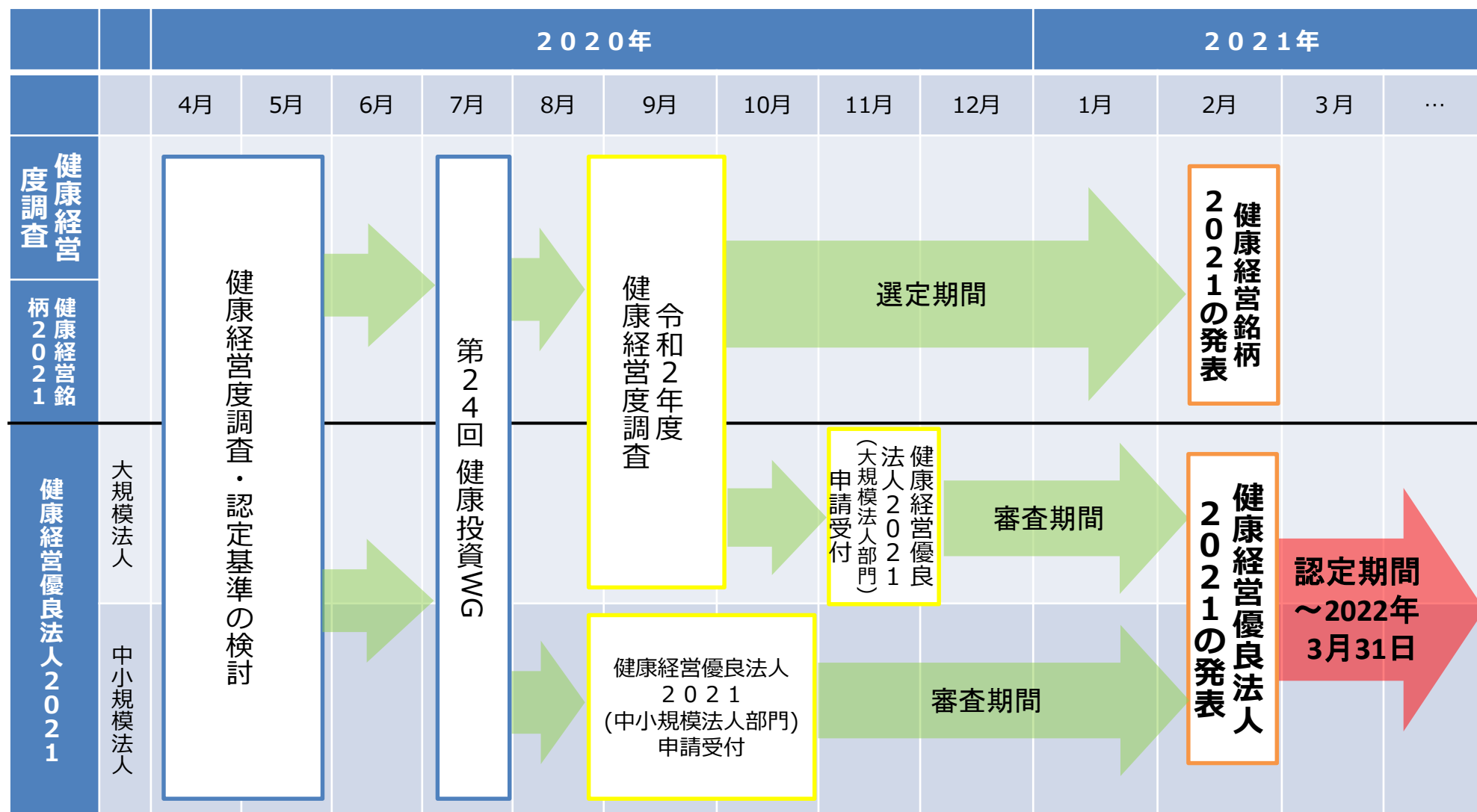
健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の認定基準（案）

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	必須
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～③のうち 2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑦のうち 少なくとも 1項目
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体 の健康づくりに向けた 具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑧～⑭のうち 3項目以上
		健康増進・生活習慣病 予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須
4. 評価・改善		保険者へのデータ提供 (保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約書参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須

左記①～⑭のうち7項目以上

令和2年度の健康経営顕彰制度のスケジュール（予定）

- 「健康経営銘柄2021」及び「健康経営優良法人2021」に係るスケジュールは以下を想定。



「受動喫煙対策に関する取り組み」の強化

- 評価項目中、「受動喫煙対策に関する取り組み」については、「健康経営優良法人2019」から必須項目となっており、すべての事業場において、①敷地内禁煙、②屋内全面禁煙、③敷地内での空間分煙（喫煙室）のどれかに該当することを要件としている。（ただし、飲食店、ホテル・旅館等においては、喫煙可能区域を設定した上で当該区域において適切な換気を行っている事業場があればよいとしている）
- 他方、2020年4月1日から健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）（改正健康増進法）が全面施行される中（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関については2019年7月1日施行）、上記の取組は法令遵守程度であると考えられ、健康経営優良法人の取組としては不十分ではないかと言った声もあり、基準を強化していく必要があるのではないかな。



- 例えば、①敷地内禁煙、②屋内全面禁煙のみに該当することを要件とし、③敷地内での空間分煙（喫煙室）は認めないこととする、といった基準も検討されうる。
- 改正健康増進法の第2種施設である「（飲食店を含む）多数の者が利用する施設や旅客運送事業船舶・鉄道」については原則屋内禁煙であり、技術的基準を満たした喫煙室を設置することができるが、①や②とした場合に加対象とするといったことも考えられる。
- ただし、当該項目は必須項目であるため、今年度は改正健康増進法の基準と整合を図るに留め、基準を強化する部分は、来年度の基準変更に向けて今年度アナウンスをする。
- 来年度基準検討委員会において、具体的な基準変更について議論していきたい。

4. 健康経営優良法人2021（大規模法人部門）に向けて

後期高齢者支援金の加算制度との関係について

- 健康経営優良法人2020申請に当たって、連名申請する保険者単位の特定健診・保健指導の実施率（2018年度実績）が加算対象の場合は、申請を不可としているが、その結果、主に総合健保所属の法人から、厳しすぎるのではないかといったご指摘が複数あった。
- 第22回健康投資WGにおいて、保険者が加算対象であれば申請を不可とすることを大原則ではあるものの、令和2年度に向けて一部の法人に対する救済措置を設けることとなった。
- 具体的には以下の要件としてはどうか。

連名申請する保険者単位の特定健診・保健指導の実施率（2019年度実績）が加算対象の場合は、申請を原則不可とするが、一定の条件を満たした法人については救済する。

＜一定の条件（案）＞

以下の要件をすべて満たすこと

- ① 申請を行う法人の保険者加入者数の、保険者全体の加入者数に占める割合が、加算対象となる特定保健指導実施率未滿（つまり、仮に同法人における特定保健指導実施率が100%になったとしても、同法人が所属する保険者が加算対象となってしまう場合）
（例）A法人が所属するB総合健保の全体の加入者数・・・15万人
A法人の従業員のうちB総合健保の加入者数・・・0.1万人
A法人のB総合健保加入者数の、B保険者全体の加入者数に占める割合は、 $0.1万 \div 15万 = 0.6\%$
健康経営優良法人2020の誓約事項となる総合健保の2018年度の特定保健指導実施率は2.5%以上であるため、健康経営優良法人2020であれば要件を満たすことになる
- ② 申請を行う**法人単位**での特定健診・特定保健指導実施率が加算対象となる特定健診・特定保健指導実施率以上
（例）健康経営優良法人2020の場合、総合健保の場合2018年度の特定健診実施率は50%以上、特定保健指導実施率は2.5%以上
- ③ 健康経営度調査のスコアが上位50%以内であること。
- ④ 健康経営度調査で、以下の選択項目を実施していると回答していること。
 - ・ 保険者に対して事業者健診結果のデータ提供を行っている
 - ・ 就業時間中の特定保健指導の実施を認めている

5. 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）に向けて

保険者が健康宣言事業を行っていない法人への対応について

- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定にあたっては、法人が加入している**保険者が行う健康宣言事業に参加することが必須**だが、特に**国保組合では様々な事情から実施していない場合が多い**。
- 前回WGでは、まず国保組合において事業を実施出来る体制があるかどうかを検討し、実施が困難な場合には何らかの代替手段を検討する方針となったため、以下のとおり確認を行った。

【国保組合の現状】

- 国保組合の中には、法人の加入割合が高い組合と、個人事業主の加入割合が高い組合とがある。
- 個人事業主の加入割合が高い組合では、法人の健康宣言事業・優良法人認定へのニーズがない可能性がある。
- 健康宣言事業の開始・運用は保険者内部の手続きのみで完結するものであるが、事業の実施について検討している国保組合は限られていると考えられる。
- 健康宣言事業を実施し、法人が健康宣言に取り組むことで国保組合にもメリットがあることを、周知できていない。



こうした背景を踏まえ、以下のような取組を行うことにより、令和2年度は健康宣言事業の代替手段を設けず、引き続き保険者が行う健康宣言事業への参加を認定にあたって必須としてはどうか。

- ① 「健康宣言事業の概要」に加えて「**保険者のメリット**」、「**法人のニーズ**」を伝える紹介資料を作成し、**国保組合に対して健康宣言事業の実施に協力いただけるよう依頼**する。紹介資料は、国保組合を所管する都道府県を通じて、**3月中をめぐり全ての国保組合に向けて周知**する。
- ② 保険者が健康宣言事業を行っていないと**法人から申し出のあった国保組合**については、事務局から直接働きかけるのではなく、まず**所管の都道府県から働きかけていただけるよう、それぞれの都道府県に対して依頼**する。
- ③ 健康宣言事業の実施を検討する国保組合に対しては、事務局から事業の詳細を案内する。

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の新たな冠について①

- 「健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）」の認定にあたり、新たに設置する冠の名称を募集する。
- 新たな冠の対象は、一定のルールで選ばれた上位500法人程度とすることを想定。



一定の数値化のルールを設けることで、特に優れた取組や、地域における健康経営の拡大に寄与する取組を行う法人を選定する



取り組み始めたばかりの中小企業でも申請しやすいというメリットがある一方で、高いレベルの法人が取り上げられにくい

新たな冠の募集および決定のスケジュール

令和2年
3月27日

名称募集のHPを公開し募集を開始

経済産業省ホームページ内に専用ページを設け、令和元年度事業委託先である日本総合研究所がメールによる応募を受け付ける

メールアドレス：200010-kenko-all@ml.jri.co.jp

5月頃

募集受付締切り

6～7月頃

事務局にて選定した候補の中から健康経営基準検討委員会を経て、第24回健康投資WGにおいて決定

8月頃

8月頃 名称の発表

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）申請受付開始前、または開始時に、新たな冠の名称を発表する

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の新たな冠について②

- 新たな冠の認定基準を決めるにあたり、「健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）」の申請書のアンケート結果をもとに、ある一定のルールで上位500法人をシミュレーション算出した。
- その結果、大都市に偏ることなく、都道府県割付を行わなくても各都道府県から約500法人が抽出される結果となった。詳細な点数配分については令和2年度の基準検討委員会において議論。

<今回用いた一定のルール>

- ① 健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）の認定要件の選択項目15項目のうち12項目以上が適合しており、且つ、適合数に応じて加点（1項目1点）
- ② 健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）の申請書のアンケートQ11「お手本にしている企業」において他社から名前が挙がった回数
- ③ 健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）の申請書のアンケートQ5及びQ6について、健康経営を発信している状況に応じて加点
 - Q5「地域や他社への健康経営関連の情報発信の状況について」における選択肢の選択数
 - Q5SQ1「講演会・説明会での年間の登壇回数」（5回以上を3点、3～4回を2点、1～2回を1点）
 - Q5SQ5「取材や見学などの年間の受け入れ回数」（5回以上を3点、3～4回を2点、1～2回を1点）
 - Q6「誰に対して情報発信を行っているか」における選択肢の選択数

大都市と他の地域※¹での認定割合とシミュレーション結果との比較

	健康経営優良法人2020全体に占める割合と法人数	今回のシミュレーション結果に占める割合と法人数
大都市	32% 1529 / 4723	29% 173 / 594※ ²
他の地域	68% 3194 / 4723	71% 421 / 594

※1：大都市は、健康経営優良法人2020で認定数の多い上位3都府県（大阪、愛知、東京）、他の地域は44道府県の合計

※2：ボーダーラインの点数において、109法人同列順位であったため、シミュレーション上の認定法人数は594法人となる